＜記載例Ⅱ―Ⅷ＞

法第８条第２号の技術上の基準に関する事項

（一般則第７条の２第２項の技術上の基準に対応する事項：液化天然ガススタンド）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第６条第２項の準用（第７条の２第２項第１号） | 第６条第２項第１号，第２号イ，ハ，ヌ及びル並びに４号から６号までの基準を遵守します。 |  |
| 高圧ガスの製造  (第６条第2項第1号) | 高圧ガスの製造は，その発生，分離，精製，反応，混合，加圧又は減圧において次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 |  |
| イ．安全弁の止め弁 | 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は常に全開しておきます。ただし，安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合はこの限りでないものとします。 | 添付書類  № |
| ロ．空気液化分離装置 | 空気液化分離装置の液化酸素だめ内の液化酸素１Ｌ中におけるアセチレンの質量，メタン中の炭素の質量又は，その他の炭化水素中の炭素の質量がそれぞれ１㎎，200㎎若しくは100㎎を超えたとき，又は，これらの炭化水素中の炭素質量の合計が200㎎を超えたときは，当該空気液化分離装置の運転を中止する等の措置を講じ，かつ，液化酸素を放出します。 | 添付書類  № |
| ハ．圧縮禁止ガス  （酸素の容量） | 可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の4％以上のガスは圧縮しません | 添付書類  № |
| ニ．アセチレンガスの希釈剤 | 2.5ＭＰaを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは，希釈剤を添加して行います。 | 添付書類  № |
| ホ．アキュムレータ設備 | 空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備（付属する貯槽及び配管を含む。）により，圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合（アキュムレータ設備系内に石油類又は油脂類を用いる場合に限る。）には当該アキュムレータ設備系内の空気と石油類又は油脂類が混在しないための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| ヘ．三フッ化窒素充塡等器  のバルブ | 三フッ化窒素充塡容器等のバルブは，静かに開閉します。 | 添付書類  № |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 高圧ガスの充塡基準  (第６条第2項第2号) | 高圧ガスの製造は，その充塡において，次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行います。 |  |
| イ．貯槽の充塡容量 | 貯槽に液化ガスを充塡するときは，当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90％を超えないように充塡します。  この場合において，毒性ガスの液化ガスの貯槽については，当該90％を超えることを自動的に検知し，かつ，警報するための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| ハ．車両の固定 | 車両に固定した容器（内容積が4，000Ｌ以上のものに限る。）に高圧ガスを送り出し，又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは，車止めを設けること等により当該車両を固定します。 | 添付書類  № |
| ヌ．一般複合容器等への充塡 | 容器保安規則に規定する圧縮水素ガス自動車，圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器，圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器，液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は一般複合容器であって，当該容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものには高圧ガスを充塡しません。 | 添付書類  № |
| ル．国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器への充塡 | 国際相互承認に係る容器保安規則に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器には，当該容器を製造した月の前月から起算して15年を経過したものには，高圧ガスを充塡しません。 |  |
| 設備の点検及び異常確認時の措置  (第６条第2項第4号) | 高圧ガスの製造は，製造設備の使用開始及び使用終了時に当該設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか，1日に1回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し，異常のあるときは，当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行います。 | 添付書類  № |
| 設備の修理又は清掃  (第６条第2項第5号) | ガス設備の修理又は清掃（以下「修理等」という。）及びその後の製造は，次に掲げる基準により，保安上支障のない状態で行います。 |  |
| イ．作業計画 | 修理等をするときは，あらかじめ，修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め，修理等は，当該作業計画に従い，かつ，当該責任者の監視の下に行うこととし又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行います。 | 添付書類  № |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ロ．危険防止の措置 | ガス設備の修理等をするときは，危険を防止するための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| ハ．設備内に入る時の措置 | 修理等のため作業員がガス設備を開放し，又はガス設備内に入るときは，危険を防止するための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| ニ．他部からのガス漏えい | ガス設備を開放して修理等をするときは，当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| ホ．正常作動確認 | 修理等が終了したときは，当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行いません。 | 添付書類  № |
| バルブに過大な力を加えない措置  (第６条第2項第6号) | バルブを操作する場合は，バルブの材質，構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じます。 | 添付書類  № |
| 車両の発進（第７条の２第２項第２号） | 容器とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発進させます。 | 添付書類  № |
| 液化天然ガスの容器への充塡（第７条の２第２項第３号） | 液化天然ガスを容器に充塡するときは，容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとします。 | 添付書類  № |